

所沢市介護保険利用者負担助成金制度について

令和7年4月版

所沢市では、住民税非課税世帯の方に対して、介護サービス利用料（自己負担額）の助成金を支給しています。

1. 助成の対象者

以下、①②どちらも満たしている方

- ① 住民税非課税世帯の方
- ② 介護保険料を滞納していない方

※ただし、生活保護を受けている方や給付制限を受けている方は、助成の対象外です。

2. 助成の割合

対 象 者		助 成 割 合
住民税 非課税 世帯	老齢福祉年金受給者	助成対象額の1/2
	上記以外の人	助成対象額の1/4

3. 助成の対象となる介護サービス

居宅サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハ、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハ、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与（介護予防サービスも含む）
施設サービス	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、複合型サービス、地域密着型通所介護（介護予防サービスも含む）
総合事業	訪問型サービス、通所型サービス

※特定福祉用具購入・住宅改修・紙おむつ購入については、本助成金の対象外です。

4. 助成対象額

助成対象となる介護サービスにかかる自己負担額

（保険外サービス・施設サービス利用時の食費、居住費等は対象外）

※なお、高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費・高額障害福祉サービス等給付費などの支給がある場合は、その支給額を控除した額を助成対象額とします。

5. 申請の期間

申請の出来る期間は、介護サービス利用月の末日から6か月以内です。

例) 4月利用分→当年5月～10月末まで申請可能

※なお、申請期間はサービス利用料の領収月ではなく、サービス利用月で判定します。

※※また、申請月と同月利用分は申請できません。

◎裏面もご覧ください。

6. 申請に必要なもの

- ① 所沢市介護保険利用者負担助成金申請書
- ② 介護保険サービス利用料の領収書（コピー可） ※提出のあった領収書は返却しません。
- ③ 所沢市介護保険利用者負担助成金振込口座登録用紙（初回/口座変更時のみ）

【申請に当たっての注意点】

①所沢市介護保険利用者負担助成金申請書について

- ・「被保険者氏名」「住所」に訂正がある場合、取り消し線にて修正してください。
- ・利用者ご本人以外の方が申請書を提出される場合は、提出代行の欄も必ずご記入ください。

②介護保険サービス利用料の領収書について

- ・コンビニやゆうちょ銀行等で支払った際の払込受領証等では、具体的な支払内容が確認できないため、事業所が発行する領収書を添付してください。
- ・事業所が発行する請求書は支払の証明にならないため、領収書を添付してください。

③所沢市介護保険利用者負担助成金振込口座登録用紙について

- ・委任の場合（ご家族等への口座振込をご希望の場合）は、押印（2か所）が必要です。
- ・記載事項に訂正がある場合、取り消し線にて修正し、訂正印をお願いします。

7. 申請方法

上記、申請に必要なもの①～③を、介護保険課窓口へ 提出 又は 郵送

8. 助成金の支給

申請があった領収書と介護保険サービス利用実績を確認したうえで、交付額を決定し、申請月の翌々月に「助成金交付決定・却下通知書」を送付します。

助成金交付決定者には、申請月の翌々月の月末（月末が土日、祝日の場合はその前の平日）に指定口座へ交付決定額を振り込みます。

9. 注意事項

- 高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費・高額障害福祉サービス等給付費や助成金支給の審査結果等により、一度決定した助成額が変更になる場合があります。
- 助成金支給判定に係る住民税情報の年度の切り替えは、毎年8月となります。
例) 令和6年8月～翌7月利用分 → 令和6年度住民税の情報（令和5年中収入）で判定
令和7年8月～翌7月利用分 → 令和7年度住民税の情報（令和6年中収入）で判定
- 住民税非課税世帯の判定は、原則として月初の世帯状況で判定します。
- 書類に不備や変更点があった場合は、介護保険課から再提出等を求めることがあります。
- この制度は所沢市独自の制度であり、改正されることがあります。

【提出先および問い合わせ先】

〒359-8501 所沢市並木1-1-1 所沢市福祉部介護保険課
電話：04-2998-9420 FAX：04-2998-9410
Email：a9420@city.tokorozawa.lg.jp